

定額減税に係る補足給付金（不足額給付）

定額減税しきれないと見込まれた人などへ定額減税補足給付金（不足額給付）を給付します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

対象

【不足額給付Ⅰ】

納税義務者本人と配偶者を含めた扶養親族などの数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回ったことにより、調整給付額に不足が生じる人

【不足額給付Ⅱ】

本人または扶養親族などで定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の世帯主・世帯員にも該当しなかった人

申請方法

該当すると思われる人には、案内を送付します。

「調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ」が届いた人

振込先を変更したい場合や受給を辞退したい場合は、市税務課へご連絡ください。振込先の変更や受給の辞退をしない場合は、手続きは必要ありません。

振込予定日は、支給のお知らせに記載してお送りします。

「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」が届いた人

確認書に必要な事項を記入し、本人確認書類、口座情報がわかるものなどのコピーを添付して10月31日（金）【消印有効】までに同封の返信用封筒で市税務課へ返送してください。振込予定日は、別途通知します。

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎ 27-8481

敬老会を開催します

多年にわたり社会の進展に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、次のとおり敬老会を開催します。対象者には、民生委員を通して案内状をお届けしています。案内状が届かない人は、ご連絡ください。

日時 9月20日（土）10時30分～11時40分

場所 釜石市民ホール TETTO

対象 77歳、88歳、90歳

※荒天などにより中止する場合があります

敬老祝金対象者（昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生まれの人）には9月中に口座振込依頼書を郵送しますので、忘れずに申請をお願いします。

※令和7年9月1日現在、市内に住所がある人が対象です

問い合わせ 市地域包括ケア推進課 ☎ 22-0178

9月は認知症への理解を深める「世界アルツハイマー月間」

国際アルツハイマー病協会は9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で認知症への理解を呼びかける活動を行っています。

自分自身や家族について「もしかして認知症では？」と思ったとき、1人で悩まず、まずはかかりつけ医に相談または市地域包括支援センターまでお問い合わせください。

また、市は、認知症の人が行方不明になった場合に早期発見・保護するため釜石警察署と情報を共有するネットワークを構成しています。徘徊が心配なご家族がいる人は登録を検討ください。

問い合わせ 市地域包括支援センター ☎ 22-2620

国民健康保険 歯科健診を実施します

市は、国民健康保険被保険者のうち、今年度末までに20、30、40、50、60、70歳になる節目の年齢の人に歯科健診を実施します。健診は無料ですが、健診の結果、歯石の除去、治療などが必要な場合は自己負担が生じます。対象者には8月下旬に歯科健診受診券を送付していますので、予約の上、期間内に指定歯科医院で受診してください。詳しくは、市市民課へお問い合わせください。

受診期間 9月1日（月）～2月28日（土）

受診できる歯科医院

医院名	住所	電話番号
小松歯科医院	〒028-1131 大槌町大槌 15-95-15	☎ 42-7702
鈴木歯科医院	〒026-0034 釜石市中妻町 3-7-10	☎ 23-5908
遠羽歯科医院	〒026-0034 釜石市中妻町 3-6-28	☎ 23-5478
おいかわ歯科医院	〒026-0011 釜石市港町 2-1-1 イオンタウン釜石3階	☎ 22-5800
おおつちじょうない歯科医院	〒028-1132 大槌町大ケ口 2-100-10	☎ 42-8418
工藤歯科クリニック	〒026-0024 釜石市大町 3-1-35	☎ 22-6480
近藤歯科医院	〒028-1121 大槌町小槌 22-42-1	☎ 42-7667
ささき歯科医院	〒026-0301 釜石市鶴住居町 1-703	☎ 29-1222
歯科福成医院	〒026-0043 釜石市新町 5-15	☎ 25-0105
早崎歯科医院	〒026-0301 釜石市鶴住居町 4-806	☎ 28-2311
平松歯科医院	〒026-0054 釜石市野田町 2-21-15	☎ 25-0315
藤井デンタルクリニック	〒026-0021 釜石市只越町 3-5-15	☎ 27-8841
三浦歯科クリニック	〒026-0001 釜石市平田 3-29-9	☎ 55-6480
やえがし歯科医院	〒026-0001 釜石市平田 5-12-38	☎ 36-1182
山崎歯科クリニック	〒026-0034 釜石市中妻町 2-15-3	☎ 23-1111

持ち物 歯科健診受診券の入った封筒一式、マイナ保険証または資格確認書

問い合わせ 市市民課 国保年金係 ☎ 27-8479

【後期高齢】窓口負担割合が2割の人へ

負担を抑える配慮措置期間が終了します

令和4年10月1日から2割負担となった人への、外来医療（入院医療は対象外）の窓口負担割合の引き上げによる負担増加額を、1カ月3,000円までに抑える配慮措置の期間が「令和7年9月30日」で終了します。10月1日からは、1カ月の外来医療の自己負担限度額が、18,000円になります。

詳しくは、厚生労働省がコールセンターを設置していますのでご活用ください。

負担割合（負担区分）	外来（～9月30日（火））	外来（10月1日（水）～）
2割（一般Ⅱ）	18,000円 または 6,000円＋（医療費－30,000円）×10% の低い方	18,000円

問い合わせ 厚生労働省コールセンター（令和8年3月31日（火）まで対応。日曜日、祝日・年末年始は除く）
フリーダイヤル ☎ 0120-117-571（対応時間9時～18時）
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 019-606-7507